平成２１年（フ）第５７９号
函館市陣川町86番地322
債務者　上原　真弓
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５８８号
北海道二海郡八雲町東雲町12番地の40
債務者　及川めぐみ
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１８６号
山口県山陽小野田市大字厚狭690番地16
債務者　下川　沙織
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２７８５号
名古屋市昭和区鶴舞２丁目10番23号　市営小針荘607号
債務者　新和洋触感ＲＹＵこと　森川　　綾
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１８４号
愛知県瀬戸市萩山台８丁目２番308号
債務者　水野　幸男
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２９４号
愛知県春日井市大手田西町３丁目19番地１
プロッシー朝宮３－Ｃ
債務者　尾田　哲也
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９８号
栃木県佐野市奈良渕町318番地５　ヴィラシルクＡ201、前住所佐野市堀米町3832番地５
債務者　松平　幸久
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２１０号
栃木県佐野市赤見町1104番地７、住民票上の住所栃木県佐野市赤見町832番地１
債務者　齋藤　忠男
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後１時20分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２１１号
栃木県佐野市船越町1298番地
債務者　増澤　美幸
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第６８号
北海道根室市昭和町２丁目51番地
債務者　大脇てるみ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第３０４３号
横浜市中区寿町３－11－８－207、住民票上の住所横浜市港南区日野５丁目22番22－202号
債務者　石田　誠一
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０８６号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート９棟305号
債務者　三佐川紀子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０９６号
横浜市戸塚区下倉田町1877番地７　コスモ戸塚パークスクエア312号
債務者　角田　結香
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１１１号
神奈川県海老名市杉久保南２丁目10番14－205号
債務者　江川　憲雄
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１３０号
横浜市鶴見区駒岡１丁目２番33号
債務者　廣川　惠子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成１９年（フ）第８１２号
堺市北区南花田町556番地１
破産者　安藤　敏行
平成21年11月30日
大阪地方裁判所堺支部破産係

破 産 終 結

平成１６年（フ）第１９３０号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目６番21号
破産者　大場　重安
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終り、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部